

指針	2008年2月14日 採択	PEFCAP
PEFC アジアプロモーションズによる PEFC ロゴ使用ライセンスの発行	2008年10月14日 改訂	GL2/2008

PEFC アジアプロモーションズによる

ロゴ使用ライセンスの発行

目次

1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. ライセンス（使用許可）発行の条件	2
3. 1 一般的条件	2
3. 2 特殊条件	2
4. ライセンス発行の手順	3
5. ロゴ使用料金	4
6. ライセンスの有効期間	4

付属書類一覧

付属書類1：PEFC ロゴ使用契約書（グループ C,D の使用者）

付属書類2：PEFC ロゴ使用ライセンスの申請

付属書類3：PEFC ロゴの一度のみの使用ライセンスの申請

1. 目的

これらの指針は、PEFC アジアプロモーションズが発行する PEFC ロゴ使用ライセンス（以下、ライセンスと呼ぶ）に関して、PEFC ロゴ使用に関わる「PEFC ST 2001:2008 (PEFC ロゴ使用規則－要求事項)」とその要求事項への遵守を確実にするための規則を記述する。

2. 適用範囲

これらの指針は、「PEFC ST 2001:2008 (PEFC ロゴ使用規則－要求事項)」、及び「PEFC ロゴ使用料金に関する方針」に基づく。

これらの指針は、NPO 法人 PEFC アジアプロモーションズ理事会によって 2008 年 2 月 14 日に採択され、2008 年 10 月 14 日に改訂され、改訂版は 2009 年 1 月より発効する。

PEFC アジアプロモーションズは、PEFC ST 2001:2008 (PEFC ロゴ使用規則－要求事項)に定められる下記の使用者グループを対象にしたライセンスの発行のみを行う。

- 使用者グループ C：森林関連産業・企業（製品上、製品外使用）
- 使用者グループ D：その他関係者（教育目的で PEFC を促進、宣伝することを自発的かつ許可を得て行う団体や組織、製品外使用のみ）

PEFC アジアプロモーションズは、日本の法人登録を受けた使用者グループ C 及び D の組織に対してライセンスを発行する。

上記以外の場合、全ての組織は該当国の PEFC 各国認証管理団体、または、PEFC 評議会に対してライセンスの申請をしなければならない。

3. ライセンス発行の条件

3. 1 一般的条件

- 申請をする組織・会社は法人であること
- 該当組織・会社またその他の法的主体の身元を *PEFC* 登録システムに関する内部規則の規定に従って、PEFC 評議会、および PEFC アジアプロモーションズのインターネットデータベース上で公開することに同意すること

3. 2 特殊条件

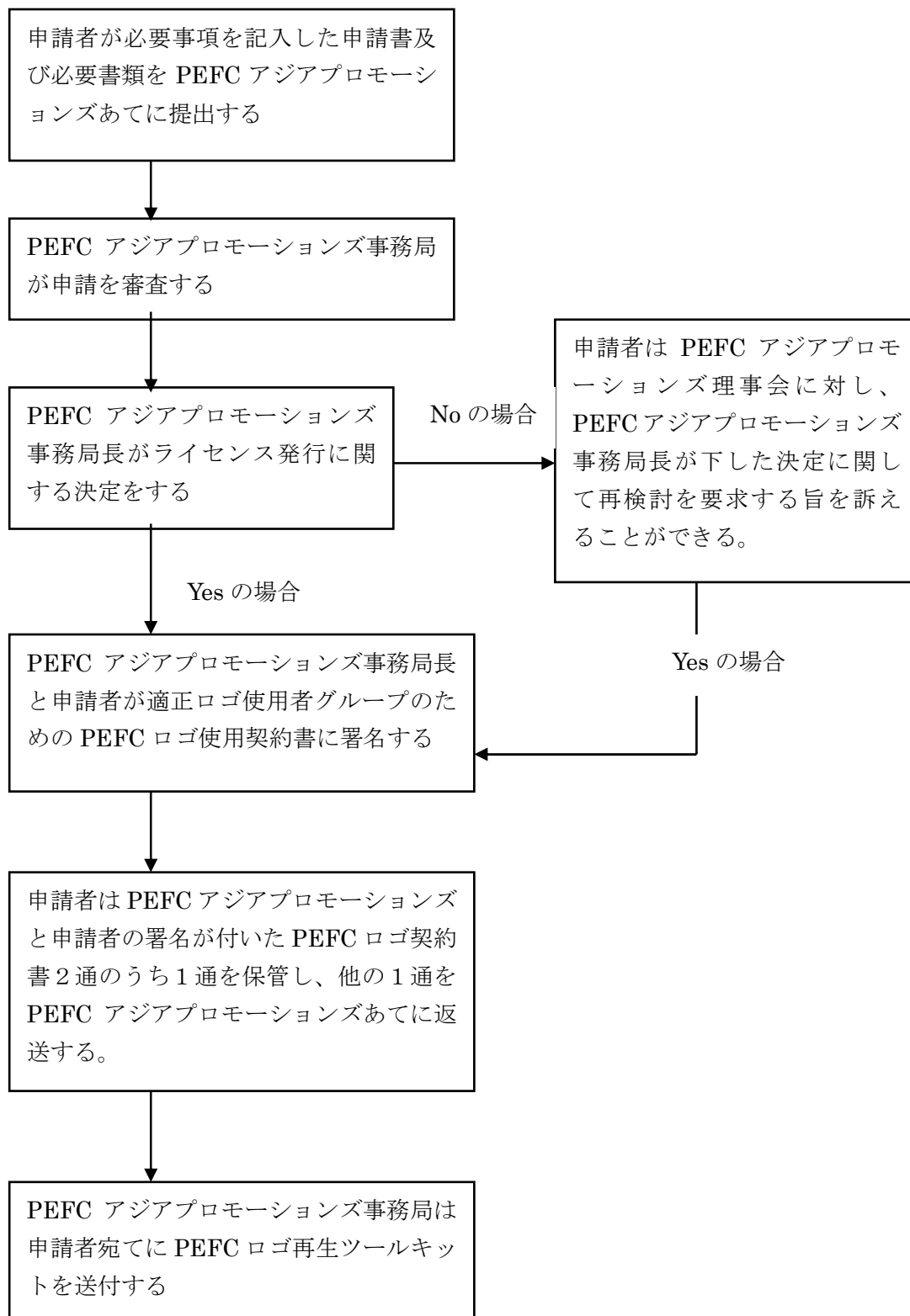
使用者グループ C：森林関連産業・企業

- 付属文書 6（認証・認定手順）に定められる認定と PEFC 公示を受けた認証機関によって発行された有効な PEFC の CoC 認証書を有すること
- PEFC ロゴ使用に関する PEFC アジアプロモーションズとの契約書（付属書類 1）に署名すること。

使用者グループ D：その他の使用者

- 申請者による PEFC ロゴ使用目的の説明が、PEFC 評議会の目的及び原則に矛盾しないこと
- PEFC ロゴ使用に関する PEFC アジアプロモーションズとの契約書（附属書類 1）に署名すること

4. ライセンス発行の手順



5. ロゴ使用料金

PEFC アジアプロモーションズはロゴの使用に関し、二種の料金を課す。

a) 発行料金

ライセンス申請の業務や PEFC ロゴ使用再生ツールキットの費用をカバーするための料金。

b) 年間使用料金

PEFC のロゴ使用に関する管理費用をカバーするもの。

ただし、上記ロゴ使用料金はロゴ使用者によって年次に PEFC アジアプロモーションズあてに支払われる公示料金に含まれる。

6. ライセンスの有効期間

PEFC アジアプロモーションズは使用者グループ毎に下記の有効期間内でライセンスを発行する。

使用者グループ C : PEFC の CoC 証書の有効期間

使用者グループ D : 契約書の有効期間

PEFC ロゴ使用契約書

- (1) NPO 法人 PEFC アジアプロモーションズ、以下「PEFCAP」と呼ぶ、と
- (2) ロゴ使用者の名称、以下「ロゴ使用者」と呼ぶ、は下記の条項について合意した。

但し、

- ロゴ使用者は、PEFC ロゴ使用規則に定めるロゴ使用者グループ____に属するロゴ使用者であり、
- PEFC 評議会は登録商標である PEFC ロゴの所有者であり、その著作権を有し、
- PEFCAP は PEFC 評議会との契約に基づき PEFC 評議会に代わって日本における PEFC ロゴ使用許可を発行する認可を受け、
- ロゴ使用者は、登録番号 PEFC/_____にて PEFC ロゴの使用許可を受け、PEFC ロゴ使用規則を遵守した PEFC ロゴの使用を許可されること。

第一条 定義

1. PEFC ロゴ使用規則
これは PEFC 評議会テクニカル文書の PEFC ST 2001:2008 (PEFC ロゴ使用規則—要求事項)であり、契約文書の一部としてこの契約書に添付される。
2. PEFC ロゴ料金
PEFC ロゴ料金は別途支払われる PEFC 公示料金に含まれる。

第二条 PEFC ロゴの著作権

1. 疑惑の発生を回避するため、PEFC ロゴは著作権の対象物であり、PEFC 評議会が所有する登録商標となっている。「PEFC」の文字は著作権に含まれ、登録されている。この著作権の対象物を許可なくして使用することは禁止されており、法的行為の誘因となり得る。PEFC ロゴの使用は PEFC 評議会が管理、統制する。

第三条 ロゴ使用者の責務

1. ロゴ使用者は、PEFC ロゴを PEFC ロゴ使用規則および PEFC ロゴ再生ツールキットに定められる図案に関する指示に従い、ロゴ使用者の身元確認が確実にできるように PEFCAP が発行する登録番号と共に使う責務を負う。
2. PEFC のロゴ発行料金および年間使用料金は、ロゴ使用者が PEFCAP にあてて認証機関を通じ、或いは PEFCAP に直接年次に支払う PEFC 公示料金に含まれる。PEFCAP は、契約の有効期間中に PEFC ロゴ料金システムに関する変更をすることができる。PEFCAP とロゴ使用者間の契約におけるその様な変更は、PEFCAP がロゴ使用者に対してその変更を文書で通知した翌年から効力を持つ。

3. ロゴ使用者は、PEFCAP に対してロゴ使用者の身元に関するデータ、及びグループ C の使用者の場合は認証の状態に関する変更について速やか且つ信頼ある通知をする責務を負う。

第四条 PEFCAP の責務

1. PEFCAP は、契約書への署名から二週間以内に、ロゴ使用者に対して PEFC ロゴ再生ツールキットを提供する責務を負う。
2. PEFCAP は、ロゴ使用者に対してこの契約に影響を及ぼす PEFC ロゴ使用に関わる PEFC 評議会規則や文書の変更を通知する責務を負う。

第五条 罰則

1. PEFCAP は、使用者グループ C によってロゴが製品上又は製品外で未承認使用された場合、ロゴ使用者がその未承認使用が意図的でないことを証明しない限り、該当製品の市場価額の総額の五分之一に当たる日本円相当額を契約違反として、課すことができる。その場合の違約金は 10,000 ユーロ相当額を上限とする。
2. PEFCAP は、契約に違反するロゴ使用に対して要求する違約金額を変更する権利を有する。PEFC 評議会とロゴ使用者との間の契約書におけるその変更は、PEFCAP が使用者に対してその変更に関して書面で通知してから 3 ヶ月と 5 日後に効力を発生する。

第六条 契約の終了

1. 本契約当事者の一方は、書留郵便による 3 ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。
2. PEFCAP は、PEFC ロゴ使用規則への違反の容疑が調査に付された場合、その期間中は即刻この契約書を暫定的に解約することが出来る。そうした容疑がある場合、PEFCAP はロゴ使用者に対し、その容疑に対する書面による説明を要請し、さらに暫定的な解約に関わる告知をしなければならない。暫定的な解約は、ロゴの使用者が容疑の対象となった不正使用に関して PEFCAP に対する釈明をしてから、最長一ヶ月間有効でなければならない。この間、PEFCAP はその件について調査する。PEFCAP は、ロゴの使用者が PEFCAP の承認する是正措置を実行し、その旨を PEFCAP 宛に通達した場合は契約の暫定的解消に関する決定を破棄することが出来る。
3. PEFCAP は、この契約書又は PEFC ロゴ使用規則の規定が遵守されなかったと判断される充分な理由がある場合、直ちにこの契約を終了することが出来る。
4. グループ C の場合で、PEFC 評議会が承認する CoC 認証書の有効性が辞退、中止、又は、終了した場合、その CoC 認証書の有効性が辞退、中止、又は、終了した時と同時にこの契約書も自動的に終了する。
5. PEFC 評議会と PEFCAP の間の契約に辞退、中止、又は、終了があった場合、PEFCAP とロゴ使用者との間の契約は上記の辞退、中止、又は、終了と同一の日付を以って自動的

に終了する。

6. 六条2, 3, 5項の規定に従ってこの契約が暫定的な解消や終了となった場合 PEFC ロゴ料金は返還されない。

第七条 報告及び呈示

1. PEFC 評議会および PEFCAP は、ロゴ使用者の身元や認証内容に関してロゴ使用者によって提供されたデータや情報を公開することが許される。
2. グループ C の場合、ロゴ使用者は CoC 審査の後直ちに認証機関による検証を受けた上で、(例えば、製品、製品のカテゴリ、生産単位、又は、それに類似するものなど) 製品上のロゴ使用について内訳ごとにロゴ使用者が使用する CoC システムが許す限り正確に PEFCAP 宛てに通知をしなければならない。同様に、ロゴ使用者は PEFC ロゴの製品外使用に関する詳細な情報を PEFCAP 宛てに書式自由な形の報告をしなければならない。
3. グループ D の場合、ロゴ使用者は、項目毎に書式自由な形で PEFC ロゴの製品外使用説明を含む年次報告書を PEFCAP に提出しなければならない。

第八条 契約の有効性

1. この契約書は、両当事者による署名がされた時から発効する。

第九条 その他の条件

1. PEFCAP は第三者から苦情を受けた場合、又は、PEFCAP がこの契約が違反されたと信ずる理由を有する場合、ロゴ使用者の現場検査 (PEFCAP 自身か、その代理者による) を実行する権利を有する。ロゴ使用者は上記の検査に関わる費用やその他の損失に対する責任を負う。
2. グループ C の場合、ロゴ使用者はこの契約書の締結から 3 ヶ月以内に、PEFC ロゴ付き商品の生産量及びその製品上のロゴ使用方法に関してロゴ使用者が保有する記録システムを認証機関が検査できる旨の合意を認証機関との間に結ばなければならない。(PEFCAP 宛てに合意書の複写 1 部を送ること) 認証機関は認識している変更について、ロゴ使用者との協議なく PEFCAP に対して通知する権利を有する。

第十条 裁定

本契約は日本国の法に準拠する。この契約書に関する訴訟等については東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

平成 年 月 日

(PEFCAP)

東京都千代田区飯田橋 3-11-5

20 山京ビル 904 号

NPO 法人 PEFC アジアプロモーションズ

事務局長

(ロゴ使用者)

住所

会社名

代表者部署名

氏名

PEFC ロゴ使用許可申請書

I. 申請者の身元に関するデータ

会社・組織名			
代表者名 (関連部署の管理者)			
住所	〒		
担当者名			
電話		ファックス	
電子メール		URL	

II. 申請者の属するロゴ使用者グループ

(一つの申請につき一つのカテゴリーのみ選択)

グループ C : 林業、木材関連産業、製紙業、商社、流通業	<input type="checkbox"/> C-o-C 証書保有者 <input type="checkbox"/> グループ C-o-C 証書への加盟社 [グループ認証の場合のみチェック]
グループ D : その他のロゴ使用者	<input type="checkbox"/>

III. 申請手続きに関する情報と文書:

(グループ C の申請者のみに適用)

認証番号 / 有効期限	
グループ認証への加盟確認書 番号 / 有効期限 (グループ認証の場合のみ記入)	
認証機関名	
認定機関名	
認定番号	
昨年度の売上高	
申請手続きに必要な書類: <input type="checkbox"/> 認証書のコピー (グループ C の場合) <input type="checkbox"/> グループ認証への加盟確認書のコピー (グループ C, グループ認証の場合) <input type="checkbox"/> 昨年度の売り上げを確認できる書類 (グループ C の場合) <input type="checkbox"/> どの様にロゴを使用したいかの説明、(書式は自由) (グループ C の場合)	

IV. 自己宣言:

私は、以下を確認いたします。

- PEFC ロゴ使用に関する PEFC 評議会の規則を読み、これに同意します、
- 本申請書に記載されるデータは完全であり、真実であります。

申請者の代表者による署名

(上記 1 の申請者)

--

一度限りの PEFC ロゴ使用許可申請書

1. 申請者の身元に関する情報

ロゴ使用申請企業名			
申請者 (管理職者)			
住所		〒	
担当者名			
電話番号		ファックス	
E-mail		Http	

2. ロゴの使用目的

意図する PEFC ロゴの使用方法

3. 一度限りの PEFC ロゴ使用に関する規則

- 商品上にロゴを添付することはできません
- このロゴ使用は PEFC 評議会の主旨に反しないこと
(PEFC 評議会の定款ご参照)
- PEFC 評議会のロゴ番号(PEFC/01-00-01)を表示すること
- "持続可能な森林管理の促進" "詳細は: www.pefcasia.org"の文言を入れること
- "このロゴは PEFC 評議会の許可を得て使用しています" 或いは同じ主旨のの文言を入れること



申請人の代表者

(上記の 1 の代表者と同じ)

--